

## 習志野市選挙管理委員会議事録

### 令和4年度 第12回定例選挙管理委員会

#### ○開催日

令和5年3月1日(水)午前9時～午前9時30分

#### ○場所

市役所2階4会議室

#### ○委員

4名中「出席4名」「欠席0名」

| 役職       | 氏名      | 出欠 | 備考    |
|----------|---------|----|-------|
| 委員長      | 染 谷 雅 美 | 出席 |       |
| 委員長職務代理者 | 中 野 隆   | 出席 | 議事録署名 |
| 委員       | 上 條 寿 美 | 出席 |       |
| 委員       | 樋 上 雅 昭 | 出席 |       |

#### ○付議事項と審議結果

上程12件中「可決12件」「否決0件」「審議未了0件」

| 付議事項                                              | 審議結果 |
|---------------------------------------------------|------|
| 議案第96号<br>期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の<br>選任について(県議)    | 可決   |
| 議案第97号<br>期日前投票所の投票立会人の選任について(県議)                 | 可決   |
| 議案第98号<br>投票所の投票管理者及びその職務代理者の<br>選任について(県議)       | 可決   |
| 議案第99号<br>投票所の投票立会人の選任について(県議)                    | 可決   |
| 議案第100号<br>期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の<br>選任について(市長市議) | 可決   |
| 議案第101号<br>期日前投票所の投票立会人の選任について(市長市議)              | 可決   |
| 議案第102号<br>投票所の投票管理者及びその職務代理者の<br>選任について(市長市議)    | 可決   |
| 議案第103号<br>投票所の投票立会人の選任について(市長市議)                 | 可決   |
| 議案第104号<br>ポスター掲示場の区画数について                        | 可決   |

| 付議事項                             | 審議結果 |
|----------------------------------|------|
| 議案第105号<br>選挙人名簿に登録する者を定めることについて | 可決   |
| 議案第106号<br>選挙人名簿から抹消することについて     | 可決   |
| 議案第107号<br>直接請求に必要な選挙人の数の決定について  | 可決   |

●-----●

＜ 発 言 要 旨 ＞

【委員長】

只今より、令和4年度第12回選挙管理委員会を開会いたします。  
会議録署名委員は、選挙管理委員会規程第10条の規定により中野委員を指名いたします。

本日の議題は、お手元に配布しております次第のとおり、12件であります。

議案第96号から第99号までは、令和5年4月9日執行予定の千葉県議会議員一般選挙に関するものです。一括して事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第96号から議案第99号までを事務局より説明する。

【委員長】

只今の事務局説明について、質疑ありますか。

(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(なしと言う声) ないので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第100号から第104号までは、令和5年4月23日執行予定の習志野市長選挙及び習志野市議会議員一般選挙に関するものです。

一括して事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第100号から議案第104号までを事務局より説明する。

【委員長】

只今の事務局説明について、質疑ありますか。

【委員】

当日の投票立会人の従事時間について、半日で交代する人がいるのは今回からか。

【事務局】

当日の投票立会人については、以前より半日で交代することも可能としている。

【委員】

立会人の報酬はいくらか。

【事務局】

当日は1日10,900円、半日の場合は5,450円、期日前は1日9,600円である。なお、金額は国で定められた基準による条例に基づき支給している。

【委員長】

他に質疑ありますか。

(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(なしと言う声) ないので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第105号及び第106号は、選挙人名簿の調製に関するものです。

一括して事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第105号から議案第106号までを事務局より説明する。

(説明後、登録・抹消にかかる各名簿を回付して確認する。)

【委員長】

只今の事務局説明について、質疑ありますか。

(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(なしと言う声) ないので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第107号は直接請求に必要な選挙人の数の決定についてです。

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第107号を事務局より説明する。

【委員長】

只今の事務局説明について、質疑ありますか。

(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(なしと言う声) ないので、原案のとおり決定いたします。

それでは、以上をもちまして

第12回選挙管理委員会を閉会いたします。